

2024 March

3

No.889

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL: https://www.syahokyo-saga.or.jp/



佐賀県社会保険協会

検索



■ラムサール条約湿地東よか干潟 (佐賀市東与賀町)

写真提供: (一社) 佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- ・従業員が退職したとき ..... 2
- ・退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類 ..... 3
- ・退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付(免除制度) ..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険のご案内 ..... 4
- ・健康への第一歩は健診から! ..... 5
- ・マイナ保険証を1度使ってみませんか? ..... 6

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 ..... 7
- ・年金相談窓口開設カレンダー等 ..... 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先 ..... 8

職場内で回覧しましょう

# 事業主の皆様へ

## 従業員が退職したとき

従業員が退職したとき、60歳以上の方で退職後に継続して再雇用をしたとき、従業員が死亡したとき、従業員が75歳に到達したとき、障害認定を受け後期高齢者医療の資格を取得したときは、5日以内に被保険者資格喪失届の提出をお願いします。また、健康保険証を交付されている場合は健康保険証の添付(本人および被扶養者分)をお願いします。

様式コード 2201	健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届	
令和 年 月 日提出	事業所 整理番号	事業所 番号
提出者記入欄	事業所所在地 〒 -	事業所 名称
	事業主 氏名	電話番号
	受印印	社会保険労務士記載欄 氏名等
① 被保険者 整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
④ 個人 番号 [基礎番号] [企業番号]	⑤ 喪失 年月日 9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失 不該当 原因 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9. 障害認定 (健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他 [ ]	⑧ 70歳 不該当 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)
① 被保険者 整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
④ 個人 番号 [基礎番号] [企業番号]	⑤ 喪失 年月日 9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失 不該当 原因 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9. 障害認定 (健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他 [ ]	⑧ 70歳 不該当 不該当年月日 9. 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)
① 被保 理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日
④ 個人 番号 [基礎番号] [企業番号]	⑤ 喪失 年月日 9. 令和 年 月 日	⑥ 喪失 不該当 原因 4. 退職等 (令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達 (健康保険のみ喪失)

- ⑤ 「資格喪失年月日」欄について  
喪失理由により日付が異なりますので下図をご参照ください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日
	転勤の当日
	雇用契約変更の当日 (定年後再雇用及び60歳以降の契約更新)
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日

- ⑧ 「70歳不該当」欄について  
70歳以上の方で資格喪失理由が退職、死亡である場合は、「70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。  
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日をご記入ください。  
※在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく「70歳到達届」をご提出ください。

## 退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定します。

届出される際は、添付書類として「就業規則」、「退職辞令の写し」等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。「事業主の証明」には指定の様式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されているものがが必要です。



**お問い合わせ先**

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

## 退職された皆様へ

## 退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付(免除制度)について

厚生年金保険に加入していた方(20歳以上60歳未満)が退職(失業)された後は、ご本人が国民年金への加入手続きのうえ、保険料を納めることとなります。

また、退職された方の被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きを行う必要があります。

保険料を納めることが経済的に困難な方には、退職した年から翌々年6月まで利用することができる「免除制度(退職による特例認定)」があります。このお申し込み時は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しの添付が必要となります。

手続き先はお住まいの市町村の国民年金担当窓口、または管轄の年金事務所の国民年金課となります。基礎年金番号通知書等をご持参のうえ、お手続きをお願いします。

なお、令和4年5月よりマイナポータルから国民年金手続の電子申請が可能となりました。

(※電子申請にはマイナポータルの利用者登録が必要です)

**お問い合わせ先**

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。  
令和6年3月分保険料の納付期限は**令和6年4月30日(火)**です。

# 退職後の健康保険のご案内

在職中の保険証が使えるのは**退職日まで**です

## ■退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、  
**「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険(被扶養者)」**  
 の3種類があります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	退職日までに被保険者期間が継続して <b>2か月以上</b> あることが必要です 退職日の翌日から <b>20日以内</b> に手続きが必要です	ご家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ● <b>離職理由により保険料が軽減されることがあります</b> ● お住まいの市区町村により保険料が異なります	退職時の保険料の <b>2倍</b> となります(金額には上限があります) ● 退職前に加入されていた協会けんぽの支部とお住まいの都道府県支部が異なる場合等は、2倍の金額にならない場合もあります ● 保険料率の改定により、加入期間途中で保険料が変更となる場合もあります	被扶養者の保険料負担はありません

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

## ■協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、「**健康保険任意継続被保険者資格取得申出書\***」を、退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日)にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご提出ください。郵送による提出に御協力をお願いします。

※協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷してご使用ください



**メルマガのご登録はこちらから!**  
 役立つ情報が満載です!



# 健康への第一歩は健診から!



健診に行きマッスル!

## 健診を受けた後の行動を大切に!

### 健診

異常なし

引き続き毎年健診に行きマッスル!

生活習慣の改善

保健指導を受けに行きマッスル!

医療機関へ受診が必要

医療機関へ早期受診に行きマッスル!

### 毎年の健診受診を!



毎年健診を受診して、健康体を続けよう!

### 保健指導を利用しましょう!



メタボリックシンドロームのリスクのある40~74歳までの方を対象に、健康づくりの専門家である保健師等が寄り添ってサポートします。

### 医療機関へ早期受診を!



血圧・血糖値等が「要治療」、「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できていない方へ受診勧奨通知をお送りしています。

#### 生活習慣予防健診編



#### 保健指導編



#### 受診勧奨通知編



 全国健康保険協会  
協会けんぽ  
佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビル

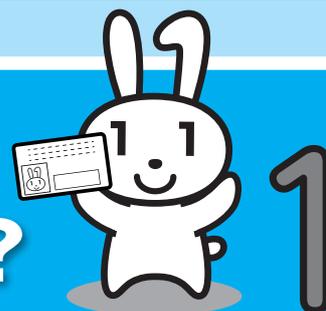
お問い合わせ先 ☎0952-27-0611  
受付時間/平日8:30~17:15

もっと詳しく情報を  
知りたい方は

コチラ  
→



# マイナ保険証を 1度使ってみませんか？



マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったり等メリットがあります。

※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。

## マイナンバーカードで受診するメリット

### よりよい医療が受けられる

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります※
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少※
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます

※本人が同意した場合のみ

### 各種手続きも便利・簡単に

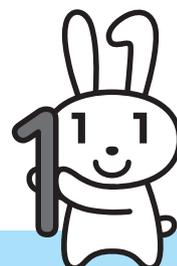
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます
- 就職や転職後の保険証の切り替え、更新が不要  
(新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です)
- 高齢受給者証の持参の必要もなくなります

## マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。

以下から選択

- 医療機関、薬局の顔認証つきカードリーダーから申込み
- スマートフォンのアプリ「マイナポータル」から申込み
- セブン銀行ATMから申込み





令和6年 社会保険事務講習会のご案内

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

【講師は変更となる場合があります】

『新規適用事業所、新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方を対象に、社会保険の基礎をわかりやすく学びます。

講師●社会保険労務士

令和6年	会場	講師	令和6年	会場
3月11日(月)	唐津 高齢者ふれあい会館 りふれ	城 志保 社会保険労務士	4月17日(水)	唐津：高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
3月12日(火)	鳥栖 サンメッセ鳥栖	横田 弘美 特定社会保険労務士	4月18日(木)	武雄：武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
3月14日(木)	武雄 武雄市文化会館	中村 好江 特定社会保険労務士	4月19日(金)	佐賀：アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
3月15日(金)	佐賀 アバンセ	大木 傑 社会保険労務士	4月23日(火)	鳥栖：サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 新規適用事業所及び社会保険事務担当者の方

● 参加費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和5年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			<small>宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望 会場日時	『入社・退職時の手続き』	『新規適用事業所、新任担当者のための基礎講座』	
	( 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 佐賀 ) 会場 令和 年 月 日 ( )	( 唐津 ・ 武雄 ・ 佐賀 ・ 鳥栖 ) 会場 令和 年 月 日 ( )	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 ( ) -		
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

## 令和6年4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	2 鹿島市役所 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29	30 年金事務所 延長相談 19時まで				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

## 出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号

(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

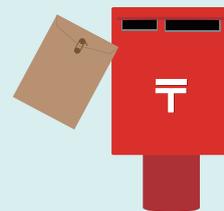
つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55  
A P 榎田ビル



※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ

- 佐賀年金事務所 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL 0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください  
(音声途中で可)。

お客様相談室:① 厚生年金適用調査課:③  
国民年金課:② 厚生年金徴収課:④